

第四次郡山市子ども読書活動推進計画

郡山市教育委員会

目 次

第1章	第四次郡山市子ども読書活動推進計画策定にあたって	1
第2章	第三次計画期間における取組・成果と課題	3
1	第三次計画期間における取組・成果	3
(1)	計画の実施状況	3
(2)	主な取組例	4
(3)	指標（数値目標）の進捗状況	6
2	第三次計画期間における課題	7
(1)	事業実施状況から	7
(2)	アンケート調査結果から	8
(3)	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）の成立	9
(4)	学習指導要領の改訂等	9
(5)	ICTを活用した読書環境の拡大	9
第3章	基本方針と取組	10
1	基本方針と取組	10
2	読書活動推進に係る体制図	11
3	具体的な方針の体系	12
(1)	子どもの読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実	15
①	家庭での取組	15
②	地域での取組	16
③	学校等での取組	19
(2)	家庭・地域・学校における連携の推進	21
①	家庭での取組	21
②	地域での取組	21
③	学校等での取組	24
(3)	子どもの読書活動を支える人材の育成と啓発	25
①	家庭での取組	25
②	地域での取組	25
③	学校等での取組	28
資料		
	○第四次郡山市子ども読書活動推進計画策定に関するアンケート調査	29
	○子どもの読書活動の推進に関する法律	39
	○視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）	41
	○郡山市子ども読書活動推進委員会開催要綱	46
	○郡山市子ども読書活動推進委員会名簿	47
	○郡山市子ども読書活動推進計画策定のためのワーキンググループ開催要綱	48
	○第四次郡山市子ども読書活動推進計画検討経過	49

第1章 第四次郡山市子ども読書活動推進計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

国においては、子どもの読書活動を推進していくため、平成 13 年 12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下、「法律」という。）を制定しました。この法律は、子どもの読書活動に関し、施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって子どもの健やかな成長に資することを目的に、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにしております。併せて、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定・公表すること、地方公共団体が「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定・公表すること、4月 23 日を「子ども読書の日」とすること等を定めたものであります。この法律に基づき、国は、平成 14 年 8 月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第一次）」を、平成 20 年 3 月に第二次基本計画を、平成 25 年 5 月に第三次基本計画を策定し、平成 30 年 4 月には、第三次基本計画期間における成果や課題、諸情勢の変化等を検証し、今後おおむね 5 年間にわたる施策の基本方針と具体的な方策を明らかにした第四次基本計画を策定しました。

本市においても、国の法律を受け、平成 17 年 3 月に「郡山市子ども読書活動推進計画」（以下「第一次計画」という。）を策定しました。

平成 22 年 3 月には第二次計画を策定し、平成 27 年 3 月には第二次計画後の社会情勢や子どもの読書活動を取り巻く状況の変化等を踏まえ、第三次計画を策定し、子どもの読書活動を推進するため、様々な取組を行ってきました。

このような読書活動を取り巻く状況の変化を踏まえ、第三次計画における成果と課題等を検証するとともに、引き続き家庭、地域、学校が協力し合って積極的に子どもの読書活動を行えるよう環境を整備し、総合的な施策の推進を図ることを目的としています。

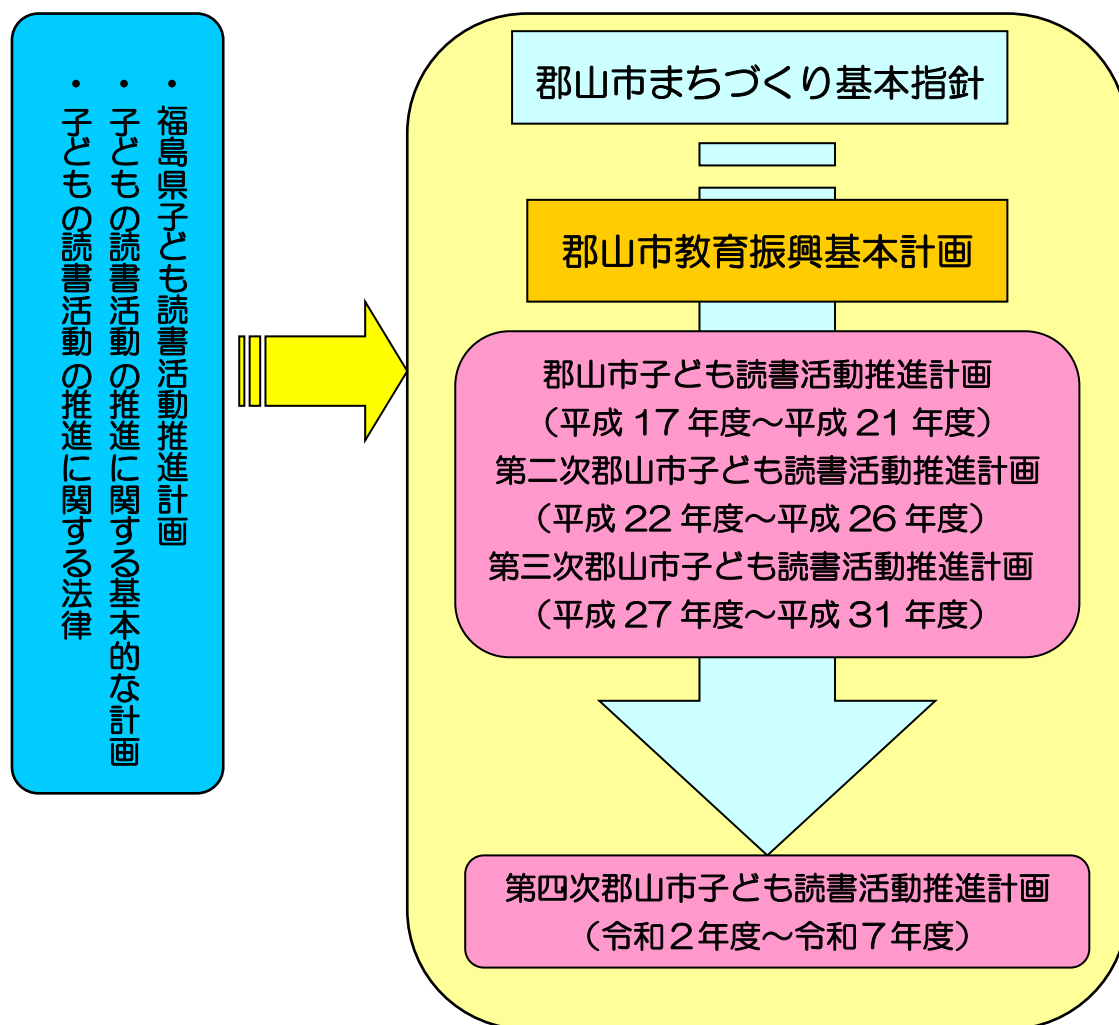
2 計画の位置づけ

本計画は、「郡山市まちづくり基本指針（あすまちこおりやま）^{※1}」及び「第 3 期

^{※1} 郡山市まちづくり基本指針（あすまちこおりやま）：市の総合的な指針であり、平成 30 年度から令和 7 年度までの 8 年間を計画期間として策定する、市民や事業者も含めた郡山市全体が目指すべき将来都市構想やそのために必要な分野別の方向性を示す公共計画編と、平成 30 年度から令和 3 年度までの 4 年間を計画期間として策定する、その将来都市構想実現のために行政が取り組むべき事業や各分野別計画などを示す行政計画編で構成される。

郡山市教育振興基本計画※2」を上位計画とし、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、「福島県子ども読書活動推進計画」を参酌し、本市の今後の子どもの読書活動の推進を図るために必要な取組を明らかにするものです。

○第四次郡山市子ども読書活動推進計画の位置づけ（図）



3 計画期間と対象

本計画の計画期間は、令和2年度（2020年度）から令和7年度（2025年度）までの6年間とします。対象は子ども（おおむね18歳以下の者をいう）とします。

※2 第3期郡山市教育振興基本計画：郡山市まちづくり基本指針（あすまちこおりやま）を上位計画とし、本市教育行政が進むべき方向性とその実現のために必要な施策を明らかにしたものです。

第2章 第三次計画期間における取組・成果と課題

1 第三次計画期間における取組・成果

第三次計画では、子どもの読書活動における計画推進のための基本方針を、次のとおり設定しました。

- 1 子どもの読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実
- 2 家庭・地域・学校における連携の推進
- 3 子どもの読書活動を支える人材の育成と啓発

その実現に向けて、1の「子どもの読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実」について、図書館においては、おはなし会や「子どもと本に関する講演会」の開催等を、幼稚園、保育所等においては、園内、所内の絵本コーナーの充実等を、学校においては、朝の読書活動の推進等を図るなどの取組を計画しました。

次に、2の「家庭・地域・学校における連携の推進」について、図書館においては、学校図書館、幼稚園、保育所等各施設との連携強化等を、公民館においては、積極的な広報活動による公民館図書室の利用促進等を、学校においては、学校図書館だよりの発行等をするなどの取組を計画しました。

最後に、3の「子どもの読書活動を支える人材の育成と啓発」について、図書館においては、おはなしボランティア養成講座の開催等を、公民館においては、保護者対象の読書活動推進講座の開催等、幼稚園、保育所等においては、職員の読書活動推進研修等の積極的な参加、学校においては、学校行事等における表現活動の奨励などの取組を計画しました。

そのほか、「家庭」、「こども総合支援センター（ニコニコこども館）等^{（注1）}」、「子どもや保護者が集う他の施設^{（注2）}」においても、それぞれの立場で基本方針に添った各事業を実施するよう計画しました。

（1）計画の実施状況（平成27～30年度分）

第三次計画では、3つの基本方針のもと、家庭・地域・学校等の3つの推進基盤にそれぞれ実施主体ごとに取り組むべき事業を計画し、総事業数102項目を掲げたところであります。

実施状況は、全102項目中、何らかの取組がなされているものが97項目で、取

（注1）こども総合支援センター（ニコニコこども館）、地域子育て支援センター

（注2）児童センター、ふれあい科学館、美術館、留守家庭児童会等

組の把握ができなかった項目や取組のなかった項目も5項目ありました。

基本方針ごとの実施状況であります。1の「子どもの読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実」の取組は、46項目中45項目（97.8％）で、2の「家庭・地域・学校における連携の推進」の取組は、31項目中31項目（100％）で、また、3の「子どもの読書活動を支える人材の育成と啓発」の取組は、25項目中21項目（84.0％）で実施となっております。

また、全102項目中、新たな取組については13項目でしたが、すべての新規事業が実施されました。

（2）主な取組例

○子どもの読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実

①図書館における取組

- ・おはなし会を開催しました。
- ・4月の「こどもの読書週間」と10月の「秋の読書週間」にあわせ、市のウェブサイトで「家庭15分間読書」を啓発するとともに、チラシを作成し、幼稚園・保育所・小中学校等に配付しました。
- ・市内の小児科医院に図書館員のおすすめの子ども本のリストを配置しました。

②子どもや保護者が集う他の施設における取組

- ・こども総合支援センター（ニコニコこども館）において乳幼児とその親を対象とした図書館職員によるブックスタートの紹介や絵本の読み聞かせを行いました。

③幼稚園・保育所における取組

- ・年間を通して幼児の年齢に応じた絵本・紙芝居の読み聞かせを行いました。

④学校における取組

- ・朝の読書活動の推進を図りました。
- ・小学校での読み聞かせを行いました。
- ・学校図書館の授業での活用を図りました。

○家庭・地域・学校における連携の推進

①図書館における取組

- ・学校等との連携で、施設見学及び職場体験事業を開催しました。
- ・留守家庭児童会へ図書の配本を行いました。

②学校における取組

- ・調べ学習など授業の中での公共図書館の活用を図りました。
- ・児童生徒や保護者の、学校図書館の見学会を開催しました。

③その他の施設等における取組

- ・積極的な広報活動により公民館図書室の利用を促進しました。
- ・こども総合支援センター（ニコニコこども館）において、読書活動ボランティアによるおはなし会を開催しました。
- ・幼稚園・保育所では、図書館と連携した保護者向けの子どもの本の選び方講座を開催しました。

○子どもの読書活動を支える人材の育成と啓発

①図書館における取組

- ・おはなしボランティア養成講座（初級・中級）を開催しました。
- ・学校司書対象の講座を開催しました。

②他の施設における取組

- ・公民館において、保護者等対象の読書活動推進講座を開催しました。

③学校における取組

- ・おはなしボランティアによる読み聞かせを実施しました。
- ・学校司書等が読書活動推進研修等に積極的に参加しました。

実施主体別に各取組の実施状況をまとめると、次のようになります。

実 施 主 体	実施状況
①家庭における取組	87.5%
②図書館における取組	97.2%
③公民館における取組	100%
④こども総合支援センター（ニコニコこども館）における取組	100%
⑤その他の施設等における取組	90.0%
⑥幼稚園、保育所における取組	75.0%
⑦学校における取組	100%

「①家庭における取組」及び「⑥幼稚園、保育所における取組」の実施が低い状況となっておりますが、実際には様々な取組がなされていても取組情報が把握できていない面もあり、今後の課題として捉える必要があると考えられます。また、取組のなかった５項目については、「次期計画に継続し、実施すべき事業」もありますが、「取組の把握ができなかった事業」や「事業実現が難しい事業」など見直しが必要なものもありました。

【取組の無かった５項目】

○取組状況が把握できなかった事業

〔家庭での取組〕

- ・「家庭 15 分間読書の実践」

○次期計画に継続し、実施すべき事業

〔図書館での取組〕

- ・「学校図書館ボランティアの研修の実施」

〔その他施設等での取組〕

- ・「職員等の読書活動推進行事等への参加」

〔幼稚園・保育所での取組〕

- ・「幼稚園・保育所職員の読書活動推進研修等の積極的参加」

○事業実現が難しい事業

〔幼稚園・保育所での取組〕

- ・「保護者によるボランティアサークルの活動支援」

（３）指標（数値目標）の進捗状況

基本 方針	番号	項 目	当初値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)	現況値 (平成 30 年度)	説 明
1	1	家庭での読み聞かせの実施率（小学生）	72.0%	75.0%	75.0%	読み聞かせの時間づくりに努めます。
	2	おはなし会を開催する図書館の数	8館	12館	13館	おはなし会を開催する図書館を増やします。
2	3	図書館を団体で利用する幼稚園、保育所等の数	23団体	30団体	28団体	幼稚園、保育所等への団体登録の促進を図ります。
	4	図書館を団体利用する小・中学校の割合	小 87.1% 中 72.4%	小 100% 中 100%	小 96.0% 中 84.6%	小・中学校への団体登録の促進を図ります。
3	5	おはなしボランティアの登録人数	84人	90人	87人	おはなしボランティア養成講座（初級・中級）を開催し、登録者の増加を図ります。

	6	本の選び方講座の 開催箇所数	26か所	35か所	20か所	図書館との連携により、 幼稚園・保育所、小学校 等の保護者向けの子ども本の選び方講座を開催します。
--	---	-------------------	------	------	------	---

2 第三次計画期間における課題

(1) 事業実施状況から

第三次計画では、102 項目の事業を掲げ、97 項目の事業が実施されておりますが、5項目が把握できなかった事業若しくは未実施の事業となっております。

取組の主体別の実施状況で「家庭における取組」の実施割合が低くなっておりますが、取組状況の把握が困難だったことが主たる要因であり、取組の情報収集が今後の課題となっております。

また、未実施の事業については、「継続して計画する項目」と「事業の実現が難しい項目」に整理することが必要と考えます。

今後も継続して計画する項目については、「次期計画に継続し、実施すべき事業」の3項目であり、複数の実施主体の連携が伴う事業であることから、実施主体間の調整機能が今後の課題であると考えられます。

また、「事業の実現が難しい事業」については、1項目となりますが、事業を実施する際の対象団体の特定が困難であるため、事業を見直しすべきと考えます。

なお、97 項目の多くの事業が実施されておりますが、これらの事業につきましても、実施の状況を精査して効果的・効率的な事業の展開が重要です。

次に、指標（数値目標）の進捗状況につきましては、目標値が平成31年度となっておりますが、平成30年度の事業計画4年目の現況値で表記しております。

4の「図書館を団体利用（団体貸出）する小・中学校の割合」につきましては、現況値（小96.0%、中84.6%）が目標値（小100%、中100%）を下回っており、さらなる利用促進を図る必要があります。

6の「本の選び方講座の開催箇所数」につきましても、現況値（20か所）が目標値（35か所）を下回っておりますが、平成28年度から平成29年度に、耐震改修工事のため中央図書館が休館したことにより、事業の実施が困難だったことなどが要因と考えております。

その他の項目については、本計画の4年目ではありますが、現況値が目標値とほぼ同等か、目標値を上回るなど、それぞれの事業において、読書活動の推進が図られています。

(2) アンケート調査結果から

- ・ 小学生・中学生へのアンケート調査では、ほとんどの児童・生徒が家庭で読書をしているものの、読む回数でみると、中学生は週1回以上の割合が低く、学年が上がるにつれて読書量が減る傾向にあります。小さい頃に身に付けた読書習慣を、途切れることなく継続させるために、発達段階に応じた効果的な取組や、読書に親しむ環境づくりが重要であると思われます。
- ・ 保護者へのアンケート調査では、読み聞かせについては積極的に行われていました。また、子どもたちがもっと本を読むようになるのに必要なこととして、「子どもと一緒に図書館や書店に行く」、「子どもと同じ本を読んで話題にする」の順に割合が高く、子どもが読書の習慣を身に付けるためには、保護者や身近な大人の果たす役割が大きいということが認識されています。しかしながら、小学生の保護者と比べると、中学生の保護者においても家庭での読書回数は減っており、家庭での読書環境の重要性について、更に啓発していくことが必要です。
- ・ 学校図書館担当教諭へのアンケート調査では、「5年位前に比べて児童・生徒の読書時間は増えていると思いますか」という調査において、小・中学校とも「変わらない」という回答が最も多いものの、「増えている」という回答は減少していました。インターネットやゲーム等に接する機会が多くなり、子どもの生活環境が多様化する現在、子どもたちに読書の重要性を理解させ、自主的な読書活動を促す取組も更に進める必要があります。
- ・ 学校司書へのアンケート調査では、「学校司書が読み聞かせやブックトークをしている」と回答した小学校は前回調査より増加していますが、中学校では前回調査と同数で依然として低い傾向にありました。中学生になると自分で本を選んで読む機会も多くなりますが、読書の幅を広げるため、図書の紹介や読書経験の共有など、様々な図書に触れる機会を設けることも重要です。
- ・ ネットモニターへのアンケート調査では、公共図書館で定期的に「おはなし会」を開催していることを知っている方は多いものの、そのうち、実際に「おはなし会」に参加したことがある方は少数でした。認知度は高いですが参加率が低いことから、開催日時やPR方法について工夫が必要です。

また、子どもの読書活動を推進するために図書館がすべきこととして、「幼稚園、保育所、学校との連携による読書環境の整備」という回答の割合が最も高く、今後とも連携を強化していくことが重要です。

小さい頃の読み聞かせは多くの家庭で行われているものの、子どもの読書量は学年が上がるにつれて減る傾向にあります。

これらの状況を改善していくためには、子どもの発達段階に応じた読書に親しむ機会や、子どもを取り巻く読書環境をより充実させていくことが必要です。そのために、家庭・地域・学校等が連携し、社会全体で子どもの読書活動を推進していく

ことや、子どもにとって身近な大人が読書の意義や楽しさについて理解と関心を持つことが求められます。

(3) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）の成立

令和元年6月に視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）が成立しました。視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、国や自治体が果たすべき責務などが明記されています。

点字図書や音声読み上げに対応した電子書籍の導入といった読書環境の整備を、国や地方公共団体の責務と定めています。

このような法令も視野に入れて、子どもの読書活動推進に取り組んでいく必要があります。

(4) 学習指導要領の改訂等

学習指導要領が改訂され、平成 29 年 3 月に幼稚園教育要領、小学校及び中学校学習指導要領が告示され、平成 30 年 3 月に高等学校学習指導要領が告示されました。

小学校、中学校及び高等学校の新学習指導要領では、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用し、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することが規定されています。

新幼稚園教育要領では、引き続き、幼児が絵本や物語等に親しむこととしており、それらを通して想像したり、表現することを楽しむこと等となっています。

(5) ICT を活用した読書環境の拡大

スマートフォンやインターネット、ゲーム等、情報関連機器の普及や情報メディアの発達により、子どもの読書環境にも大きな影響を与えることが考えられます。最近では電子書籍が次々に出版され、電子機器による読書も浸透していることから、今後、電子書籍の社会的利用状況の推移に十分留意し、ICTを活用した読書環境の整備を図る必要があります。

第3章 基本方針と取組

1 基本方針と取組

郡山市教育振興基本計画の基本理念「ともに学び、ともに育み、未来を拓く教育の創造」の実現のため、生涯学習の分野では、「家庭・地域・学校で取り組む子どもの育ちの支援」「生涯を通して学び、地域づくりに生かす環境の整備」を基本目標として設定しております。この基本計画のもと、第四次郡山市子ども読書活動推進計画は、第三次計画における課題等を踏まえ策定します。

子どもは、読書活動を通じて、読解力や想像力、思考力、表現力を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができるようになります。また、読書活動は、様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していく力や、情報通信技術（ICT）の普及によって身近にあふれる情報の意味を吟味し読み解く力、さらにそれを基に自分の考えを形成し表現するなどの「新しい時代に必要となる資質・能力」を育みます。

郡山市が積極的に取り組む SDGs^{※3} においても、質の高い教育の普及を目標に掲げており、子どもの読書活動の推進は重要性を増しています。

この計画では、未来を担う子どもたちの生きる力を育み、健やかな成長に資することを目指し、子どもの読書活動の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進します。

はじめに、「子どもの読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実」を一つ目の基本方針とし、子ども自身が読書の楽しさを知り、読書の幅を広げる機会の提供と子どもの身近に本がある環境の整備を進めます。

二つ目の基本方針を「家庭・地域・学校における連携の推進」とし、読書活動において子どもを取り巻く社会全体の連携の推進に取り組めます。

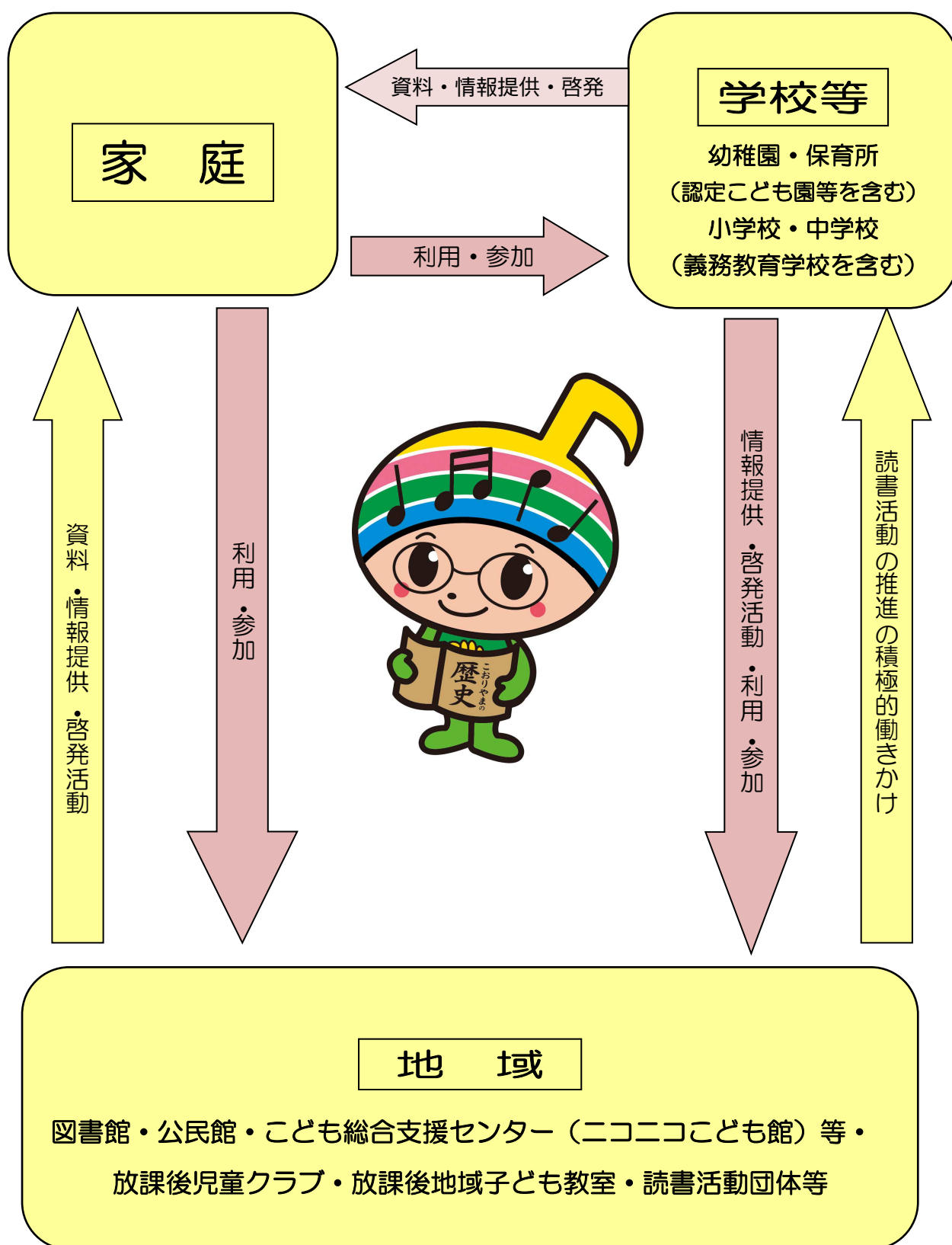
三つ目の基本方針を「子どもの読書活動を支える人材の育成と啓発」とし、読書活動の中心となる人材を育成するとともに、読書活動の意義や重要性について広く普及啓発を図ります。

【基本方針】

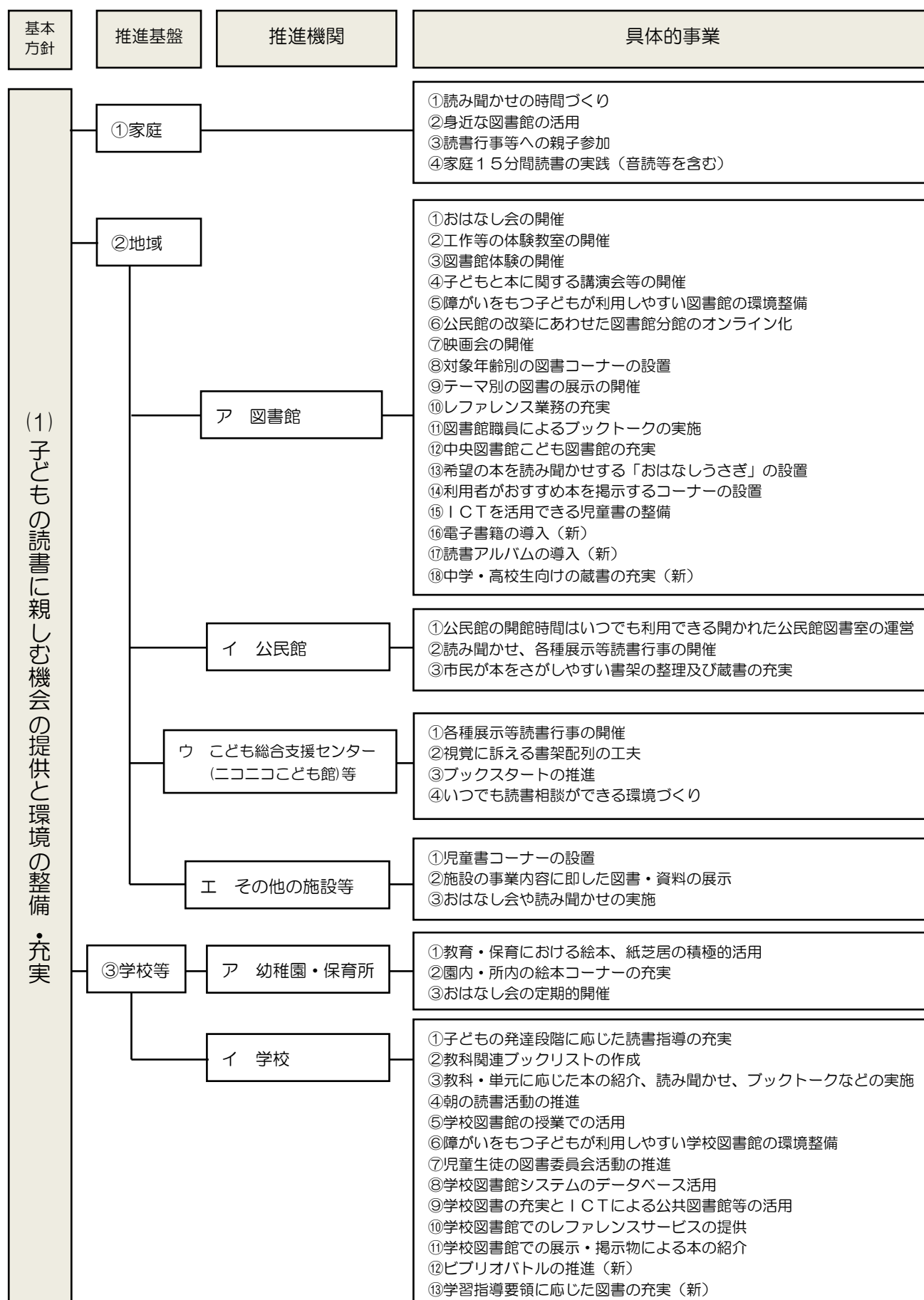
- 1 子どもの読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実
- 2 家庭・地域・学校における連携の推進
- 3 子どもの読書活動を支える人材の育成と啓発

^{※3} SDGs（エスディーゼーズ）：Sustainable Development Goals の略語。持続可能な開発目標。平成 27（2015）年 9 月に国連で採択され、令和 12（2030）年を目途に達成を目指す 17 の目標と 169 のターゲット（達成基準）からなる開発目標。

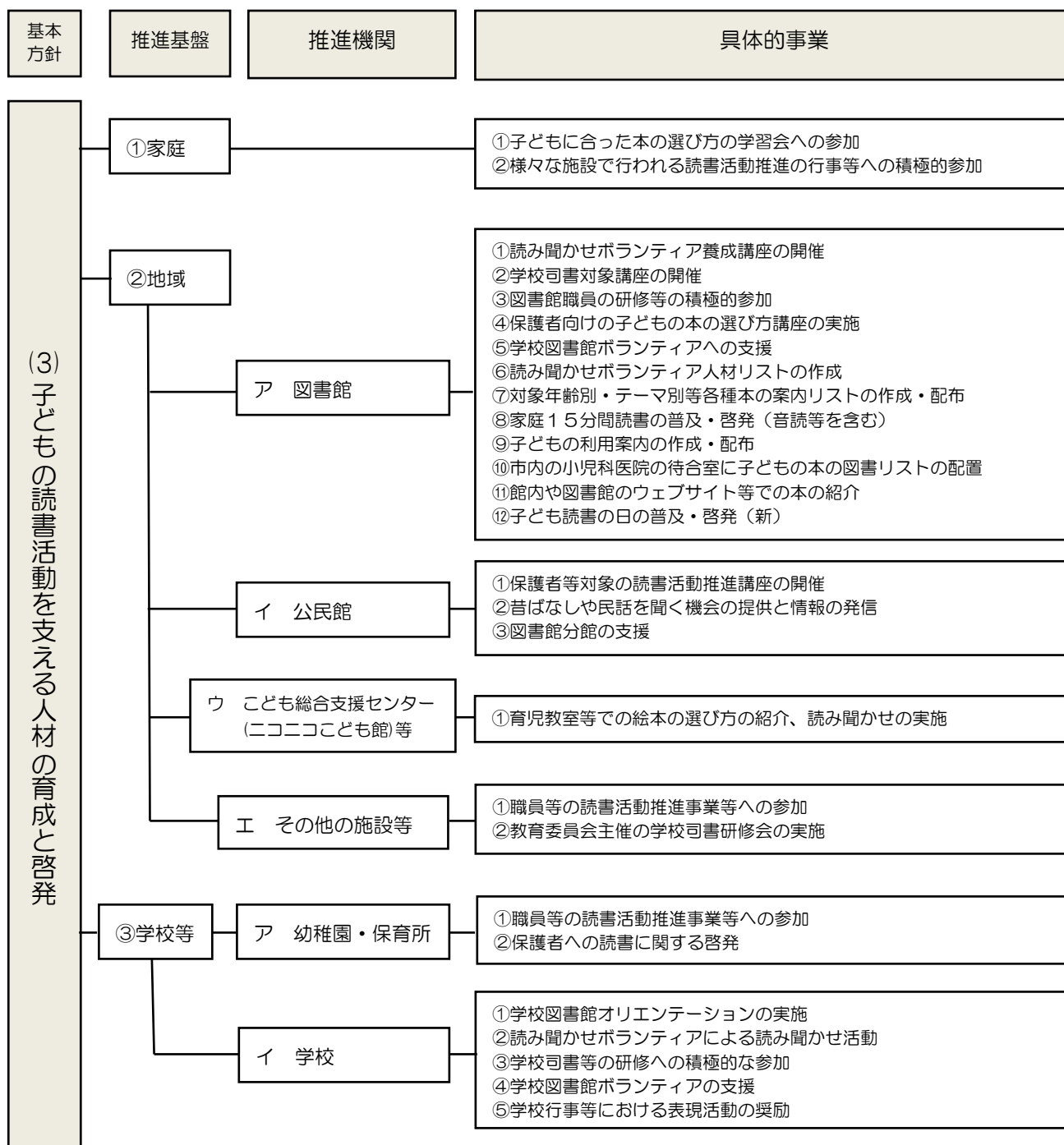
2 読書活動推進に係る体制図



3 具体的な方針の体系



基本方針	推進基盤	推進機関	具体的事業
(2) 家庭・地域・学校における連携の推進	① 家庭		① 図書館、学校、幼稚園、保育所からの本についての情報の積極的な活用 ② 公民館や地域文庫、こども総合支援センター(ニコニコこども館)など、本のある施設の積極的活用
	② 地域		① 施設見学、職場体験による図書館利用促進 ② 子どもに関わる専門職員(保育所・幼稚園・学校等)に対する各種研修会のサポート ③ 幼稚園、保育所等への団体登録と団体貸出の促進 ④ 教職員向け図書館利用案内の改訂・配布 ⑤ 美術館企画展の関連図書の展示 ⑥ 放課後児童クラブ及び放課後地域子ども教室への配本 ⑦ こども総合支援センター(ニコニコこども館)における児童図書の選定の支援 ⑧ 読書活動団体との連携・強化 ⑨ 学校配本の強化 ⑩ こども司書養成講座の開催
		ア 図書館	
		イ 公民館	① 積極的な広報活動による公民館図書室の利用促進 ② 公共図書館のイベント情報等の広報 ③ 図書館等との連携による小学校の家庭教育学級で、保護者向けの子ども本の選び方講座の開催
		ウ こども総合支援センター(ニコニコこども館)等	① 市内図書館広報の強化 ② 読書相談の実施
		エ その他の施設等	① ボランティア等との連携によるおはなし会の開催 ② 各施設で公共図書館の行事・展示の紹介 ③ 公共及び学校図書館と放課後児童クラブ及び放課後地域子ども教室が協力することによる、放課後の読書活動の推進 ④ 「少年の主張」コンクールの実施
	③ 学校等		
		ア 幼稚園・保育所	① 機会を設けて、良い絵本の紹介 ② 図書館との連携による幼稚園・保育所の保護者向けの子ども本を選ぶための支援
		イ 学校	① 調べ学習など授業の中での公共図書館の活用 ② 効果的な学校図書館運営のため、図書館担当職員同士の交流の推進 ③ 児童生徒や保護者の公民館図書室や学校図書館の見学 ④ 学校図書館だよりの発行 ⑤ 家庭でのおすすめの本の紹介 ⑥ 地域ボランティアの学校での活動の推進



(1) 子どもの読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実

子どもの心身の健やかな成長は保護者の願いであり、子どもたちの健全育成は社会全体の責務でもあります。

子どもの読書活動は、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであり、子どもが自主的に本に親しみ、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、子どもの発達段階に応じて読書の楽しさに触れる機会の提供と充実に努めます。

①家庭での取組

家庭においては子どもたちがいつでも本に触れられるなど、読書が生活の中に位置づけられ、継続して行なわれることが大切です。身近にいる保護者が読書のはたす役割を認識し、子どもの発達段階に応じた読書活動の機会の充実や習慣化に積極的な役割を果たしていくことが重要です。

具体的取組

- ・読み聞かせの時間づくり
- ・身近な図書館の活用
- ・読書行事等への親子参加
- ・家庭 15 分間読書^{※4}の実践（音読等を含む）

【指標（数値目標）】

項 目	現況値	令和 7 年度目標値	説 明
家庭での読み聞かせの実施率（小学生）	75.0%	80.0%	読み聞かせの時間づくりに努める。

※アンケート調査結果より

※4 家庭 15 分間読書： 家庭における読書活動推進の施策として、本市において第一次計画から提唱し啓発している取組であり、一日 15 分間家庭で読書することを意味する。

②地域での取組

【図書館】

図書館は、様々な本と出会い、読書の楽しさや学ぶ喜びを得られる場所です。子どもたちが図書館へ望むものは、興味や関心、発達段階によって様々です。一人一人の要望に応えられるように、幅広い資料の収集や魅力ある書架づくりに努め、数多くの本に触れる機会を提供します。

また、様々な催しを通して、図書館を身近に感じ、未知の分野の本に触れ新しい発見をし、興味の幅を広げる機会を提供します。

さらに、子どもたちが安心できる親しみやすい環境を整備するとともに、保護者に対しても子どもの読書活動の重要性を啓発します。

具体的取組

- ・おはなし会の開催
- ・工作等の体験教室の開催
- ・図書館体験の開催
- ・子どもと本に関する講演会等の開催
- ・障がいをもつ子どもが利用しやすい図書館の環境整備
- ・公民館の改築にあわせた図書館分館のオンライン化
- ・映画会の開催
- ・対象年齢別の図書コーナーの設置
- ・テーマ別の図書の展示の開催
- ・レファレンス^{※5}業務の充実
- ・図書館職員によるブックトーク^{※6}の実施
- ・中央図書館こども図書館の充実
- ・希望の本を読み聞かせする「おはなしうさぎ^{※7}」の設置
- ・利用者がおすすめ本を掲示するコーナーの設置
- ・ICTを活用できる児童書の整備

※5 レファレンス：利用者の調査研究に対する援助と参考質問に対する回答を行うもの。子どもの場合、学習課題の解決と趣味についての相談が多い。

※6 ブックトーク：本の内容について簡潔に語ることにより、その本の面白さを伝え、聞き手にその本を読みたいという気持ちを起こさせるようにすること。

※7 おはなしうさぎ：職員による希望図書の読み聞かせタイム。

1 子どもの読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実

- 電子書籍の導入（新）
- 読書アルバムの導入（新）
- 中学・高校生向けの蔵書の充実（新）



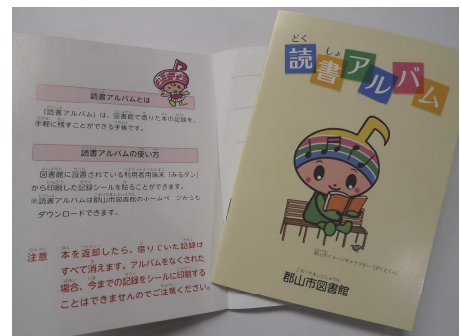
【中央図書館：おはなし会】



【図書館：おはなしうさぎ】



【中央図書館：読書フォーラム・ビブリオバトル】



【図書館：読書アルバム】

指標（数値目標）

項 目	現況値	令和7年度目標値	説 明
おはなし会を定期的 に開催する図書館の数	13 館	13 館	おはなし会を定期的 に開催する。

【公民館】

公民館は、市民が交流し、学習・文化・芸術活動に参加しながら地域の豊かな文化生活を推進する学びの場であり、図書室も設置されています。地区・地域公民館等市内各所にある公民館図書室において、図書館と連携をとりながら「いつでも、どこでも、だれでも」を基本とする充実した読書活動の支援に努めます。

具体的取組

- 公民館の開館時間はいつでも利用できる開かれた公民館図書室の運営
- 読み聞かせ、各種展示等読書行事の開催
- 市民が本をさがしやすい書架の整理及び蔵書の充実

【こども総合支援センター（ニコニコこども館）等】

赤ちゃんから学齢期の子どもまでが集うこども総合支援センター（ニコニコこども館）や地域子育て支援センターは、子どもと保護者の両方に働きかけができる施設であり、ニコニコこども館内に設置してある「子育て図書館」においては、年齢に合った良い本を揃え、読書相談ができる環境を整えることが大切です。そのために、図書館等と連携を図りながら読書環境を整備・充実していく必要があります。

また、子どもの成長に応じた読書体験ができるように相談に応じます。

具体的取組

- ・ 各種展示等読書行事の開催
- ・ 視覚に訴える書架配列の工夫
- ・ ブックスタート^{※8}の推進
- ・ いつでも読書相談ができる環境づくり

【ニコニコこども館：
育児教室での絵本読み聞かせ】



【その他の施設等】

児童センター、ふれあい科学館、美術館、放課後児童クラブ、放課後地域子ども教室、読書活動ボランティア、NPO等、子どもや保護者が多く集まる施設等においては、各施設等の特色をいかし、様々な読書活動を体験できる機会の充実に努めます。

具体的取組

- ・ 児童書コーナーの設置
- ・ 施設の事業内容に即した図書・資料の展示
- ・ おはなし会や読み聞かせの実施

^{※8}ブックスタート：絵本を介して赤ちゃん和家人のコミュニケーションを豊かにし、子どもの言語能力と豊かな心を育てることを目的とする取組

③学校等での取組

【幼稚園・保育所】

就学前の子どもたちが、「おはなし」を聞く楽しさを知り、物語への感動を体験することは、豊かな感受性を育て、想像力を養い、自然や社会に対する基礎的な認識を深めるためにも極めて重要なことです。家庭での読み聞かせの体験はもとより、同年齢の友達と一緒に集団で体験する読書の喜びも大きいものがあります。

幼稚園、保育所においては、子どもたちが発達段階に応じて本に親しむ機会を多くし、読み聞かせ等の豊かな読書体験の実現に努めます。

具体的取組

- ・教育・保育における絵本、紙芝居の積極的活用
- ・園内、所内の絵本コーナーの充実
- ・おはなし会の定期的開催



【開成保育所：絵本コーナー】



【開成保育所：おはなし会】

【学 校】

学校における読書活動は、子どもたちに読書の楽しさを知ってもらうとともに、豊かな心を育むための重要な活動です。

学校図書館を中心に様々な分野の良書に触れる機会を増やし、読書活動を積極的に行うことにより、自主的な読書習慣の確立を目指します。

そのために、読書推進における司書教諭とその他の教諭、学校司書などの役割分担を明確にした上で、学校内の協力体制を整えとともに、各学年の発達段階に応じた学校図書館の利用を進めます。

具体的取組

- 子どもの発達段階に応じた読書指導の充実
- 教科関連ブックリストの作成
- 教科・単元に応じた本の紹介、読み聞かせ、ブックトークなどの実施
- 朝の読書活動の推進
- 学校図書館の授業での活用
- 障がいをもつ子どもが利用しやすい学校図書館の環境整備
- 児童生徒の図書委員会活動の推進
- 学校図書館システムのデータベース活用
- 学校図書の充実とＩＣＴによる公共図書館等の活用
- 学校図書館でのレファレンスサービスの提供
- 学校図書館での展示・掲示物による本の紹介
- ビブリオバトル^{※9}の推進（新）
- 学習指導要領に応じた図書の充実（新）



【三和小学校：朝の読書】



【東芳小学校：学校図書館】



【東芳小学校：ビブリオバトル】

【桜小学校：
本の展示】



^{※9} ビブリオバトル：誰でも開催できる本の紹介コミュニケーションゲーム。知的書評合戦ともいわれている。

(2) 家庭・地域・学校における連携の推進

家庭や地域は子どもが最初に本と出会い、読書習慣を形成していく場です。

幼稚園や保育所に通う時期は文字で「読む読書」より、耳で「聞く読書」(読み聞かせ)によって読書活動が始まります。学校は子どもたちが一日の多くを過ごす場所であり、読書活動に大きな影響を与えます。

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、「家庭・地域・学校」を通じた社会全体で取り組むことが重要であり、家庭、地域、学校がそれぞれの役割を果たし、民間団体とも緊密に連携し、相互に協力を図ることが必要です。

また、こおりやま広域連携中枢都市圏図書館相互利用事業^{※10}が、令和元年10月に開始されたことにより、各市町村との連携を図ります。

①家庭での取組

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、図書館や公民館、学校等の読書活動に関する情報の活用や行事等に親子で積極的に参加するなど、最も身近な存在である保護者が、子どもとともに読書の楽しさを分かち合い、読書に親しみ、それぞれの家庭での本についての情報を共有することが重要です。

具体的取組

- ・ 図書館、学校、幼稚園、保育所からの本についての情報の積極的な活用
- ・ 公民館や地域文庫、こども総合支援センター(ニコニコこども館)など、本のある施設の積極的な活用

②地域での取組

【図書館】

図書館では図書に関する様々な情報を提供し、子どもが読書に親しむ機会を設けるとともに、図書資料を充実させ、関係機関の読書指導者をサポートします。

^{※10} こおりやま広域連携中枢都市圏図書館相互利用事業：郡山市をはじめとする圏域内の住民が、圏域内の公立図書館で図書等貸出サービスの利用が可能となる事業の取組

具体的取組

- ・施設見学、職場体験等による図書館利用促進
- ・子どもに関わる専門職員（保育所・幼稚園・学校等）に対する各種研修会のサポート
- ・幼稚園、保育所等への団体登録と団体貸出の促進
- ・教職員向け図書館利用案内の改訂・配付
- ・美術館企画展の関連図書の展示
- ・放課後児童クラブ及び放課後地域子ども教室への配本
- ・こども総合支援センター（ニコニコこども館）における児童図書の選定についての支援
- ・読書活動団体との連携・強化
- ・学校配本の強化
- ・こども司書養成講座の開催



【中央図書館：こども司書養成講座】

【指標（数値目標）】

項 目	現況値	令和7年度目標値	説 明
図書館を団体で利用する幼稚園、保育所等の数	28団体	30団体	幼稚園、保育所等への団体登録の促進を図る。

【公民館】

市民にとって最も身近な施設である公民館図書室の利用を活性化することにより、子どもが読書に親しむきっかけとなるよう努めます。

具体的取組

- ・積極的な広報活動による公民館図書室の利用促進
- ・公共図書館のイベント情報等の広報
- ・図書館等との連携による小学校の家庭教育学級で、保護者向けの子どもの本の選び方講座の開催

【こども総合支援センター（ニコニコこども館）等】

公共図書館や読書活動ボランティアとの協力により、「子育て図書館」において、本が選びやすい書架配列の工夫をしたり、読書相談を実施します。

具体的取組

- ・市内図書館広報の強化
- ・読書相談の実施

【その他の施設等】

児童センター、ふれあい科学館、美術館、放課後児童クラブ、放課後地域子ども教室等、子どもや保護者が多く集まる施設等では各施設等において図書館、読書活動ボランティア、NPOと連携を図り、おはなし会などを行うことにより、訪れる子どもたちが図書に親しむきっかけになるよう努めます。

また、地域との連携により、市内の児童生徒が日頃考え、感じていることを大勢の人に理解してもらう機会を提供することにより、児童・生徒の国語力の向上と表現力の充実を図ります。

具体的取組

- ・ボランティア等との連携によるおはなし会の開催
- ・各施設で公共図書館の行事・展示の紹介
- ・公共及び学校図書館と放課後児童クラブ及び放課後地域子ども教室が協力することによる、放課後の読書活動の推進
- ・「少年の主張」コンクールの実施



【少年の主張コンクール】

③学校等での取組

【幼稚園・保育所】

幼稚園・保育所は図書館と連携を図り、保護者や子どもが見学をする機会を設けるなど、家庭に子どもの本についての情報を伝えるよう努めます。

具体的取組

- ・機会を設けて、良い絵本の紹介
- ・図書館との連携による幼稚園・保育所の保護者向けの子どもの本を選ぶための支援



【保護者向け本の選び方講座】

【学 校】

子どもの読書活動を推進していく上で、学校が家庭・地域と連携して地域ぐるみで子どもの読書活動を推進していくことが重要であり、各教科等の学習時間や特別活動において学校図書館や公共図書館等を活用することにより、児童や生徒が図書に対する親しみを持つことにつながります。

また、学校司書同士の交流を図ることにより、学校図書館のより一層効果的な運営につながるよう努めます。

具体的取組

- ・調べ学習など授業の中での公共図書館の活用
- ・効果的な学校図書館運営のため、図書館担当職員同士の交流の推進
- ・児童生徒や保護者の公民館図書室や学校図書館の見学
- ・学校図書館だよりの発行
- ・家庭でのおすすめの本の紹介
- ・地域ボランティアの学校での活動の推進

【指標（数値目標）】

項 目	現況値	令和7年度目標値	説 明
図書館を団体利用する 小・中学校の割合	小 96.0% 中 84.6%	小 100% 中 100%	小・中学校への団体登録の促進を図る。

(3) 子どもの読書活動を支える人材の育成と啓発

子どもの読書に親しむ機会の提供と環境の整備や社会全体で子どもの読書活動を推進するためには、活動の中心となる人材を育て、その能力を充分にいかせる環境を整えることが必要です。

子どものいる家庭の保護者や地域（図書館等）、学校の職員等はもちろん、子どもたちと関わりを持ち、子どもの読書活動を支える人の資質の向上を目指します。

子どもの読書活動を推進するためには、保護者など、子どもにとって身近な大人が理解と関心を持つことが重要です。そのため、読書の意義や楽しさについて、様々な機会に啓発活動を行います。

①家庭での取組

赤ちゃんから幼児期にかけては、月齢や年齢、個性に合わせた絵本を選ぶことが大切です。保育所、幼稚園、学校の先生や図書館の司書などに相談をしてより良い読書環境を作るように努めます。

また、読書活動の推進が国語力の向上につながることを認識し、保護者自身が積極的に読書活動を推進するよう努めることが大切です。

具体的取組

- ・子どもに合った本の選び方の学習会への参加
- ・様々な施設で行われる読書活動推進の行事等への積極的参加

②地域での取組

【図書館】

図書館では、地域や学校で活躍できる読み聞かせボランティアを養成するとともに、図書館職員の研修への積極的な参加や学校司書等の読書についての研修会を実施し、読書に関する資質の向上に努めます。

また、読書週間など様々な機会を捉えて読書に関する情報を提供します。

具体的取組

- ・読み聞かせボランティア養成講座の開催
- ・学校司書対象講座の開催
- ・図書館職員の研修等の積極的参加
- ・保護者向けの子どもの本の選び方講座の実施
- ・学校図書館ボランティアへの支援
- ・読み聞かせボランティア人材リストの作成
- ・対象年齢別・テーマ別等各種本の案内リストの作成・配布
- ・家庭 15 分間読書の普及・啓発（音読等を含む）
- ・子どもの利用案内の作成・配布
- ・市内の小児科医院の待合室に子どもの本の図書リストの配置
- ・館内や図書館のウェブサイト等での本の紹介
- ・子ども読書の日の普及・啓発（新）



【学校司書対象講座】



【ボランティア養成講座：初級】

【指標（数値目標）】

項 目	現況値	令和7年度目標値	説 明
読み聞かせボランティアの登録人数	87 人	90 人	読み聞かせボランティア養成講座を開催し登録を図る。

【指標（数値目標）】

項 目	現況値	令和7年度目標値	説 明
本の選び方講座の開催箇所数	20 か所	25 か所	図書館との連携により幼稚園・保育所、小学校等の保護者向けの子どもの本の選び方講座を開催する。

【公民館】

公民館では、講座等の事業を通じて、保護者などに対し読書の重要性を啓発するとともに、昔ばなしや民話を聞く機会の提供や情報発信を行なうなど、地域の生涯学習の向上に努めます。

具体的取組

- ・ 保護者等対象の読書活動推進講座の開催
- ・ 昔ばなしや民話を聞く機会の提供と情報の発信
- ・ 図書館分館の支援

【こども総合支援センター（ニコニコこども館）等】

読書は子どもの健やかな成長を促す有効な方法であることを保護者に知ってもらうために図書館司書や学校司書、保育士、保健師等と協力して意識向上に努めます。

具体的取組

- ・ 育児教室等での絵本の選び方の紹介、読み聞かせの実施

【その他の施設等】

児童センター、ふれあい科学館、美術館、放課後児童クラブ、放課後地域子ども教室等、子どもや保護者が多く集まる施設等で働く職員や読書活動団体のメンバーに子どもと本に関する講演会などの行事等への積極的な参加を通して、意識啓発を図り、子どもの読書活動を支える人材の育成に努めます。

具体的取組

- ・ 職員等の読書活動推進事業等への参加
- ・ 教育委員会主催の学校司書研修会の実施

③学校等での取組

【幼稚園・保育所】

幼稚園・保育所では、保護者会などで読書の重要性を啓発する機会を設けることにより、保護者の意識向上に努めます。また、保護者への読書活動推進に関する情報を発信します。

具体的取組

- ・職員等の読書活動推進事業等への参加
- ・保護者への読書に関する啓発

【学 校】

子どもたちの豊かな心を育むために、学校図書館が果たすべき役割はとて大きいといえます。学校図書館の活性化を図るために、教職員が学校図書館に対する理解を深めるとともに、授業における活発な活用を図ります。

また、言語能力の向上は、総合的な学力の向上にも大きな影響があり、そのためにも読書活動を推進します。

具体的取組

- ・学校図書館オリエンテーションの実施
- ・読み聞かせボランティアによる読み聞かせ活動
- ・学校司書等の研修への積極的な参加
- ・学校図書館ボランティアの支援
- ・学校行事等における表現活動の奨励



【三和小学校：民話の語り】



【桜小学校：読み聞かせ】

資料

○第四次郡山市子ども読書活動推進計画策定に関するアンケート調査結果（概要）

1 調査概要

- (1) アンケート対象：
 - ・ 小学校 10 校（抽出）の 4 年生～6 年生の児童と保護者
 - ・ 中学校 5 校（抽出）の 1 年生～3 年生の生徒と保護者
 - ・ 小学校及び中学校の学校司書
 - ・ 学校図書館担当教諭
 - ・ 市内図書館で活動する読み聞かせボランティア
 - ・ ネットモニター
- (2) アンケート内容：学校、家庭での読書活動の現状
- (3) 実施期間：令和元年 5 月 17 日～6 月 14 日
- (4) 実施方法：小・中学校の任意のクラスを抽出し、クラス全員の児童・生徒及びその保護者全員に実施
- (5) 回収結果：小学生 597 人、保護者 534 人、中学生 440 人、保護者 353 人、小学校学校司書 49 人、中学校学校司書 28 人、小学校図書担当教諭 53 人、中学校図書担当教諭 28 人、読み聞かせボランティア 66 人、ネットモニター 310 人

第三次（平成 26 年度）とのアンケート対象者数比較

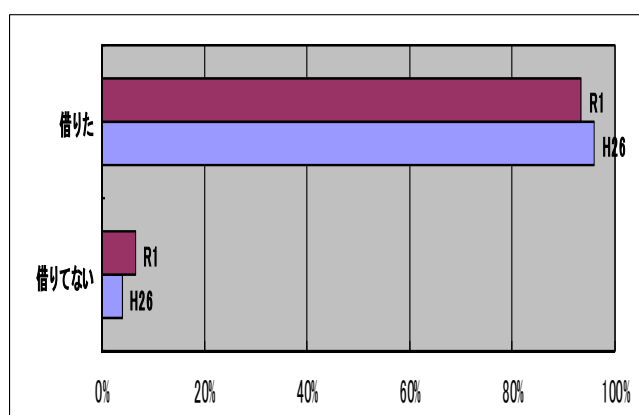
対象	R 1 年度調査（人）	H26 年度調査（人）
小学生	610	649
小学生の保護者	593	631
中学生	450	417
中学生の保護者	449	417
小学校学校司書	49	44
中学校学校司書	28	28
小学校図書担当教諭	53	58
中学校図書担当教諭	28	28
ボランティア	85	69
ネットモニター	360	239

2 調査の結果

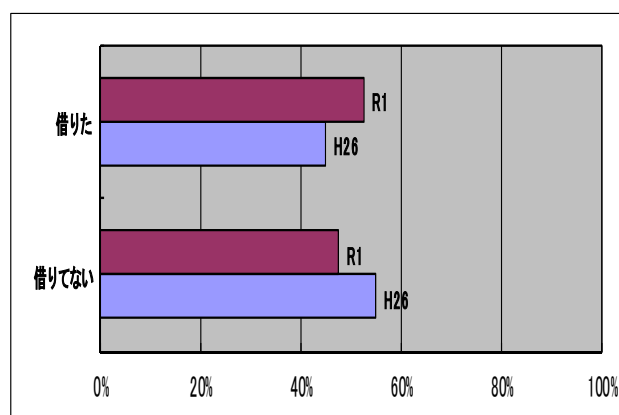
(1) あなたは、最近１年以内に図書館から本を借りましたか【小・中学生と保護者】

- ・小学生については、「借りました」93%で前回調査よりわずかに減少、保護者は、「借りました」53%で若干増えています。
- ・中学生については、「借りました」65%で前回調査よりわずかに増加し、保護者は、「借りました」33%でわずかに減少となっています。

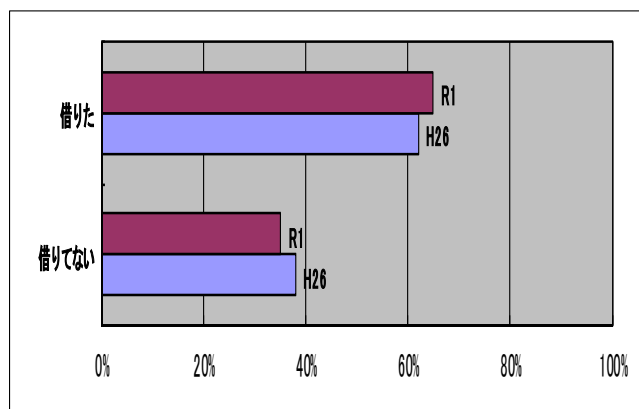
【小学生】



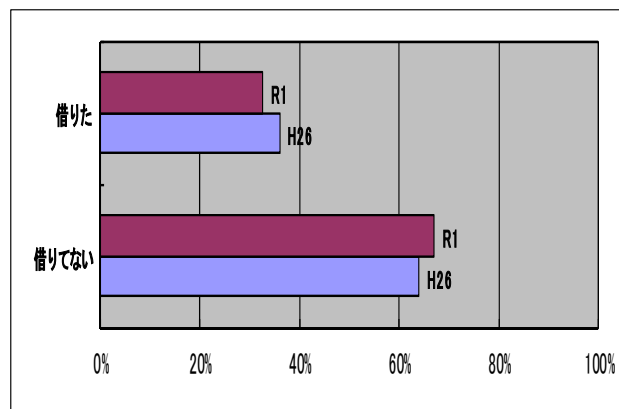
【小学生保護者】



【中学生】



【中学生保護者】

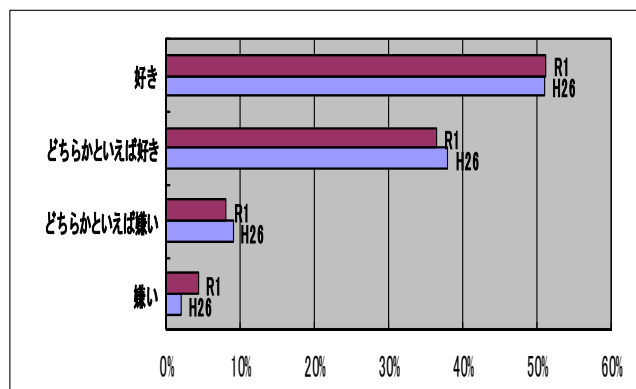


(2) あなたは、本を読むことが好きですか（絵本を見ることや読み聞かせを含む）

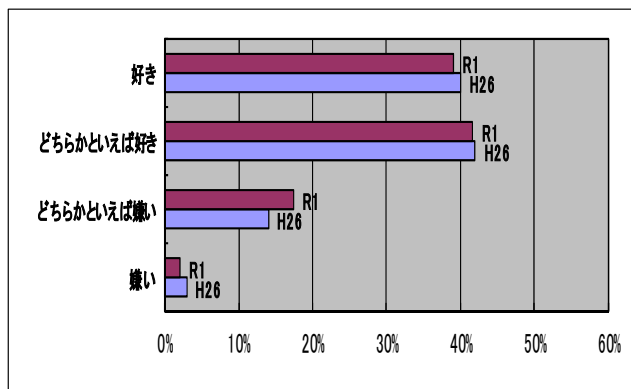
【小・中学生と保護者】

- ・小学生については、「好き」51%「どちらかといえば好き」36%で、合計 87%となり、ほとんどの児童は本を読むことが好きであると回答しています。保護者は、「好き」39%「どちらかといえば好き」42%で、合計 81%となり、子どもと同様の数値となっています。子ども・保護者とも前回調査と大きな変化はありません。
- ・中学生については、「好き」38%「どちらかといえば好き」42.0%で、合計 80%となり、約 8 割の生徒は本を読むことが好きと回答しています。保護者については、「好き」31%、「どちらかといえば好き」43%で、合計 74%でした。前回調査より「好き」が若干減少し、「どちらかといえば好き」が増加しましたが、こちらも前回調査から大きな変化はありません。

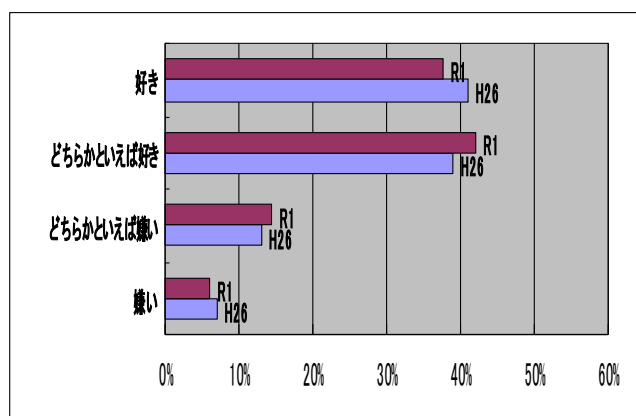
【小学生】



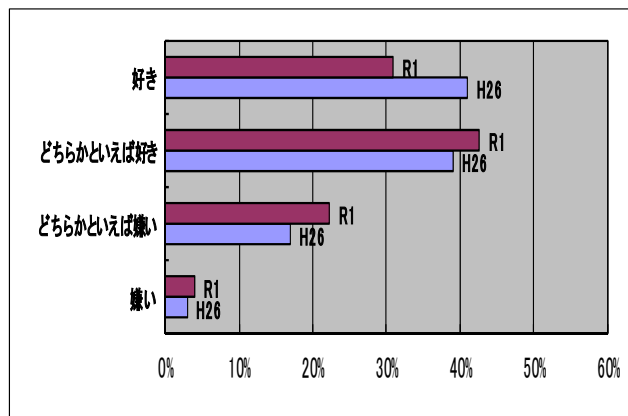
【小学生保護者】



【中学生】



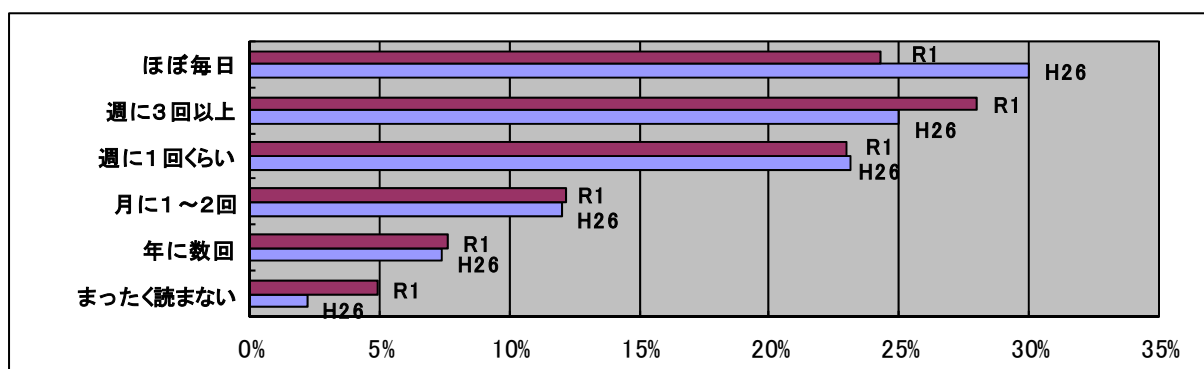
【中学生保護者】



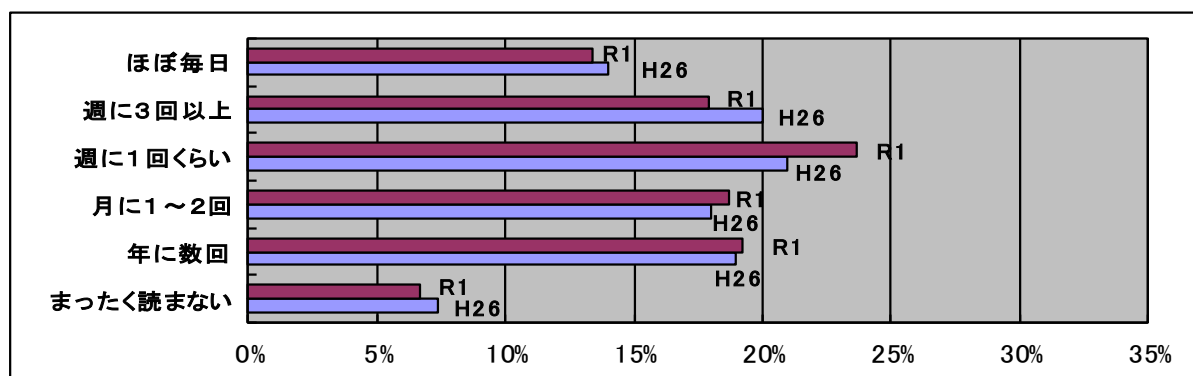
(3) あなたは、家でどのくらいの回数、本を読んでいますか（絵本を見ることや読み聞かせを含む）【小・中学生と保護者】

- ・小学生については、「ほぼ毎日」24%「週に3回以上」28%「週に1回くらい」23%で、合計75%となり、ほとんどの児童は週に1回以上は、本に触れられる環境となっています。保護者は、「ほぼ毎日」13%「週に3回以上」18%「週に1回くらい」24%で、合計55%となり、子どもより低い数値となっています。子どもも保護者も前回調査からは大きな変化はありませんでした。
- ・中学生については、「ほぼ毎日」12%「週に3回以上」16%「週に1回くらい」21%で、合計49%となり、全体の半分ほどの数値となっています。また、保護者は、「ほぼ毎日」9%「週に3回以上」9%「週に1回くらい」22%で、合計40%となり、子どもと比べて低い数値となっています。子どもは前回調査より大きな変化はありませんが、保護者の読書の頻度は減少傾向にあるようです。

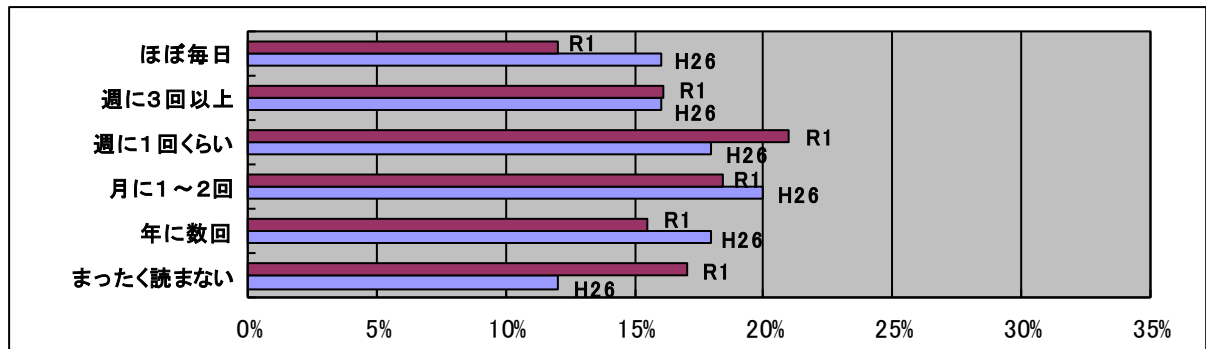
【小学生】



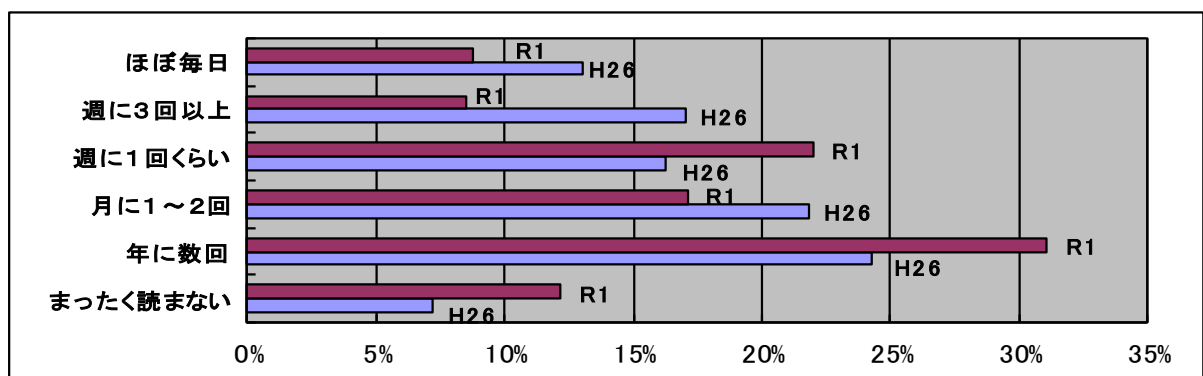
【小学生保護者】



【中学生】



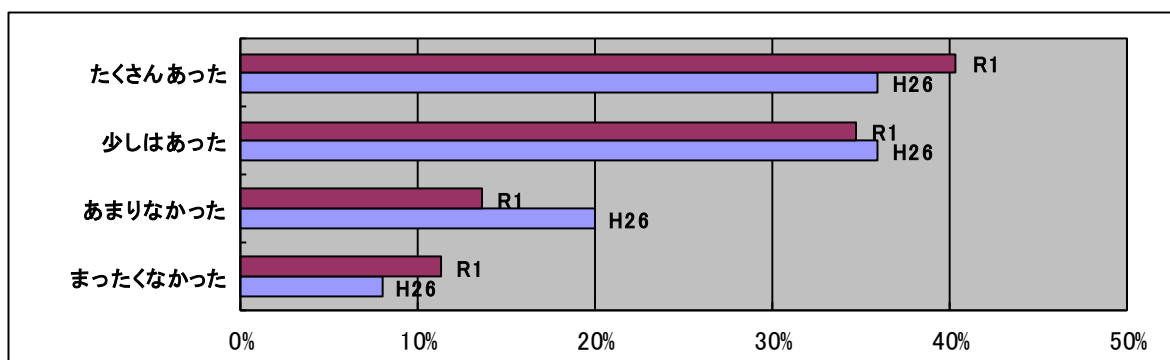
【中学生保護者】



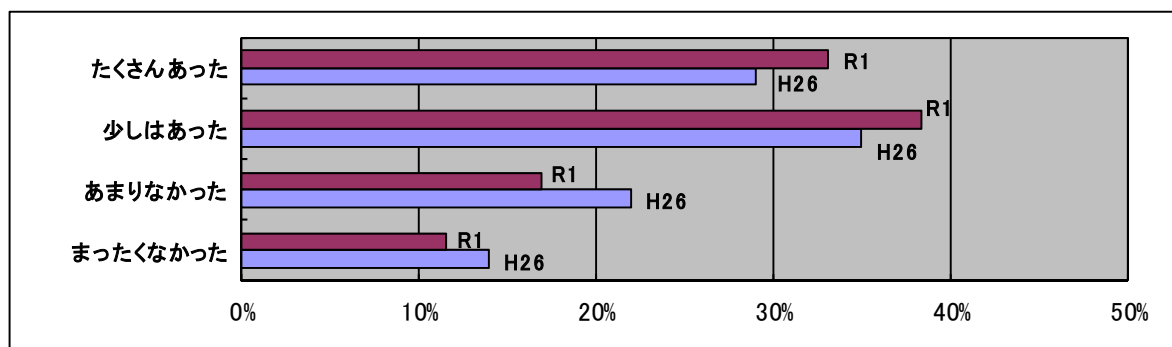
(4) あなたは、家族に本を読んでもらったり、昔話を聞いたりしたことはありますか
(絵本を含む)【小・中学生】

- ・小学生については、「たくさんあった」40%「少しはあった」35%で、合計 75% となっており、前回調査より若干増えています。
- ・中学生については、「たくさんあった」33%「少しはあった」38%で、合計 71% となり、前回調査より大幅に増えています。

【小学生】



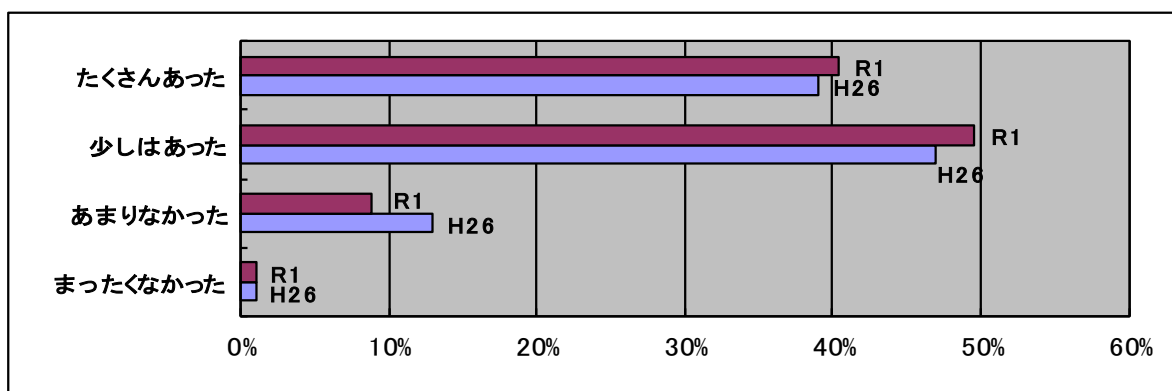
【中学生】



(5) 子どもに本を読んだり、昔話をしたことがありますか【小・中学生保護者】

「たくさんあった」40%「少しはあった」50%で、合計 90%となっており、前回調査より増えています。

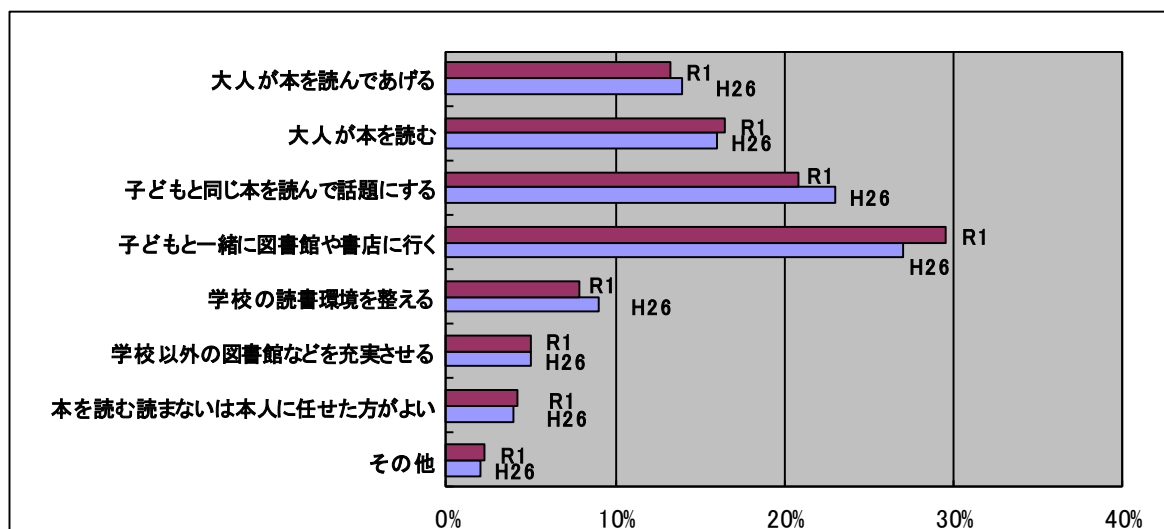
【小・中学生保護者】



(6) どうすれば子どもたちがもっと本を読むようになりますか【小・中学生保護者】

「子どもと一緒に図書館や書店に行く」30%、「子どもと同じ本を読んで話題にする」21%、「大人が本を読む」17%などの回答の割合が高く、前回調査との大きな変化はありません。

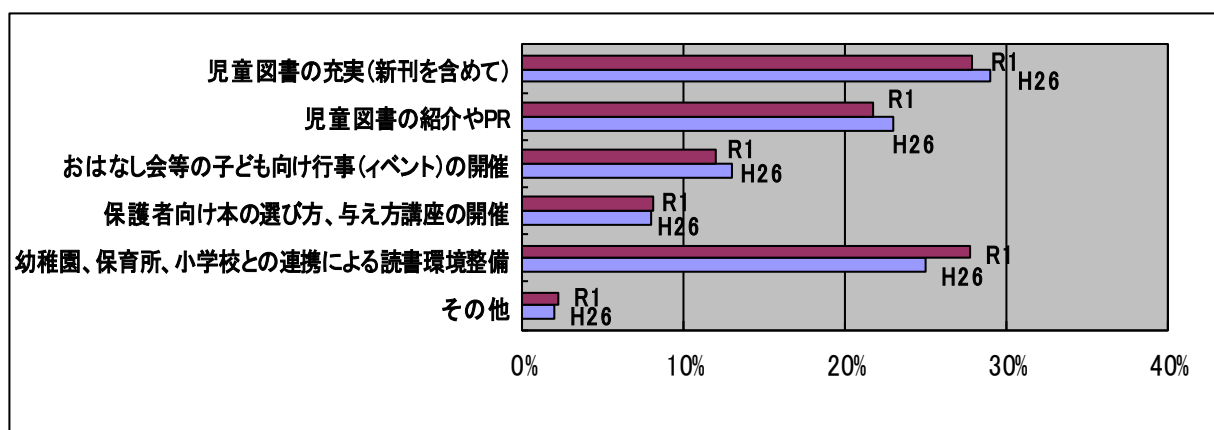
【小・中学生保護者】



(7) 子どもの読書活動を推進するために図書館は何をすべきだと思いますか【小・中学生保護者】

「児童図書の充実」28%「幼稚園、保育所、小・中学校との連携による読書環境の整備」28%「児童図書の紹介やPR」22%となっています。前回調査との大きな変化はありません。

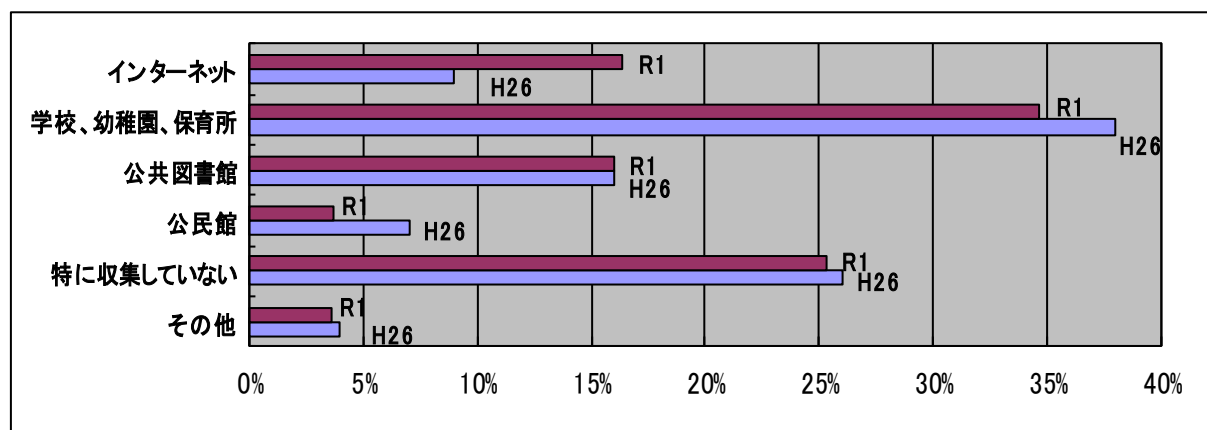
【小・中学生保護者】



(8) 子どもの読書活動に関する情報をどこから収集していますか【保護者】

「学校・幼稚園・保育所」が35%と最も多い割合を占めています。「公共図書館」16%は前回調査と同じですが、「インターネット」16%は前回調査より大幅に増えています。「特に収集していない(情報収集の方法が分からない・必要な情報がない)」は25%で、前回調査からあまり変化はありません。

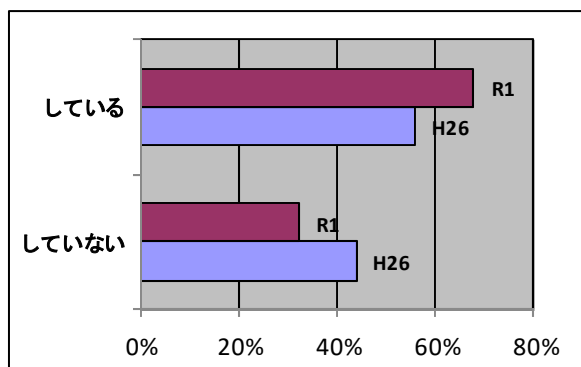
【小・中学生保護者】



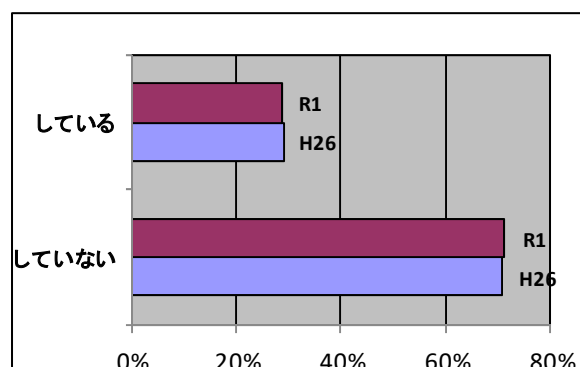
(9) 学校で読み聞かせやブックトークをしていますか【学校司書】

- ・小学校学校司書は、「している」68%となっており、前回調査より増えています。
- ・中学校学校司書は、「している」29%となり、小学校と比べて大幅に少ないですが、前回調査から変化はありません。

【小学校】



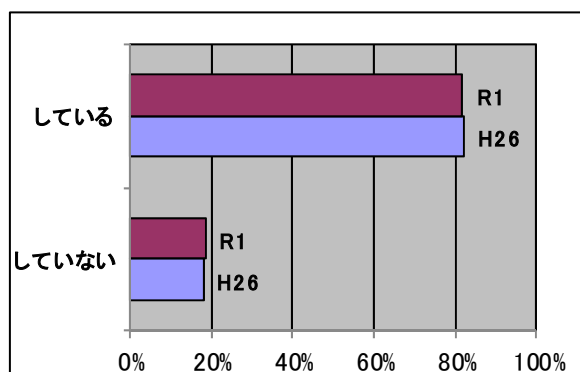
【中学校】



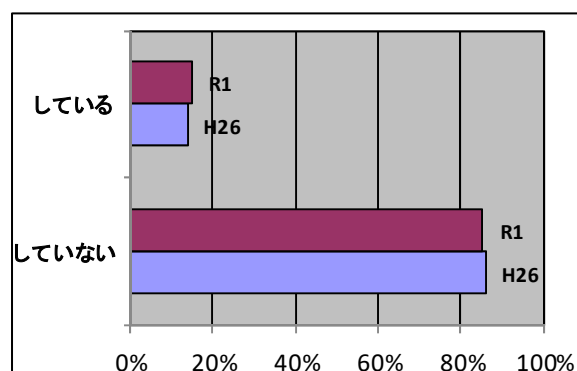
(10) 学校でおはなしボランティアによる読み聞かせやブックトークをしていますか【学校司書】

- ・小学校では、「している」82%で前回調査と同じです。
- ・中学校では、「している」15%で、小学校と大きな開きがあります。中学校も、前回調査から大きな変化はありません。

【小学校】



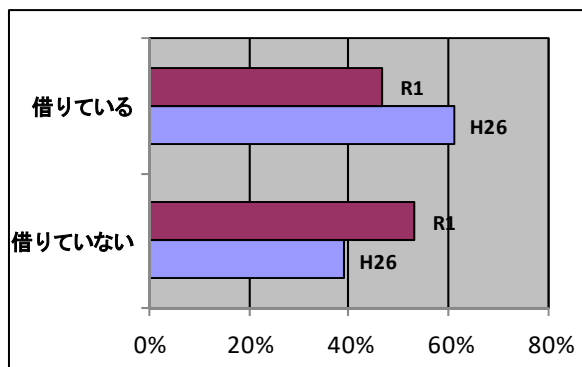
【中学校】



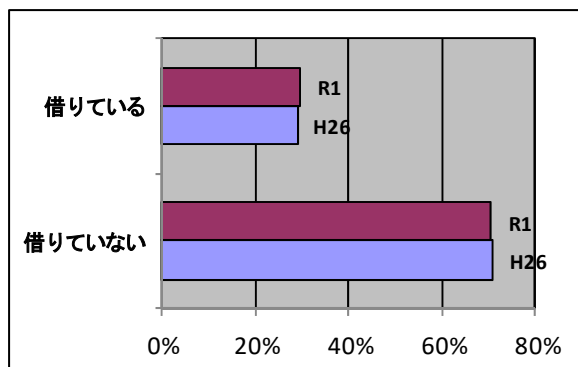
(11) 学校として公共図書館から本を借りていますか【学校司書】

- ・ 小学校では、「借りている」47%となっており、前回調査より大幅に減少しています。
- ・ 中学校では、「借りている」30%となっており、前回調査と大きな変化は見られません。

【小学校】



【中学校】



○子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年 12 月 12 日公布）

（目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するように努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法） （令和元年 6 月 28 日公布）
--

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 基本計画等（第7条・第8条）

第3章 基本的施策（第9条—第17条）

第4章 協議の場等（第18条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成17年法律第91号）第2条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第11条第2項及び第12条第2項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

（基本理念）

第3条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

（1）視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

(2) 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

(3) 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、第3条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第6条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第2章 基本計画等

(基本計画)

第7条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針

(2) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（地方公共団体の計画）

第8条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第1項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前2項の規定は、第1項の計画の変更について準用する。

第3章 基本的施策

（視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等）

第9条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

（インターネットを利用したサービスの提供体制の強化）

第10条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

（1）点字図書館等から著作権法（昭和45年法律第48号）第37条第2項又は第3項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

（2）視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第11条 国及び地方公共団体は、著作権法第37条第1項又は第3項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第18条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

第12条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第13条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第14条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第15条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第16条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成等）

第17条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第4章 協議の場等

第18条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第10条第1号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○郡山市子ども読書活動推進委員会開催要綱

平成31年4月26日制定

（趣旨）

第1条 本市における子どもの読書活動に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために開催する、郡山市子ども読書活動推進委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（委員会の役割）

第2条 委員会は、次の事項について意見交換を行う。

- (1) 郡山市子ども読書活動推進計画の策定に関すること。
- (2) その他子どもの読書活動を推進するために必要な事項に関すること。

（委員会の構成）

第3条 委員会の委員は11人以内とし、次に掲げる者のうちから郡山市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会教育及び学校教育の関係者
- (3) 公募による委員

2 委員への依頼期間は依頼を受けた日から当該年度の末日までとする。

3 委員会には座長を置き、委員の中から互選により選出する。

（会議）

第4条 委員会の会議は教育長が招集する。

2 会議は、座長が進行する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する者が会議を進行する。

4 座長は、必要があると認められるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（事務局）

第5条 委員会の事務局は、中央図書館内に置く。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の開催に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月26日から施行する。

○郡山市子ども読書活動推進委員会名簿

NO	氏 名	役 職 等	備 考
1	桑野 聡	郡山女子大学短期大学部教授	
2	佐藤 素子	おはなしグループぽけっと会員	
3	豊増 良子	子ども文庫連絡協議会事務局員	
4	橋本 倫典	郡山市PTA連合会出納長 橘小学校PTA会長	
5	橋本 広美	認定NPO法人 郡山ペップ子育てネットワーク事務職員	
6	古川 次男	郡山市学校図書館協議会会長 郡山市立三和小学校長	
7	三輪 晶子	(公財) 郡山市文化・学び振興公社 こおりやま文学の森資料館館長 元郡山市立中学校長	
8	山本 寿々子	(公財) 金森和心会 クローバー子供図書館館長	
9	吉井 明生	元郡山市立中学校長	
10	吉井 美香	郡山・子どもの本をひろめる会会長 郡山市立橘小学校教諭	
11	吉成 真由子	(学法) たから学園たから幼稚園副園長	

(五十音順・敬称略)

○郡山市子ども読書活動推進計画策定のためのワーキンググループ開催要綱

平成31年4月26日制定

(目的)

第1条 郡山市子ども読書活動推進計画(以下「推進計画」という。)の策定に必要な事項について、調査、研究を行うため、郡山市子ども読書活動推進計画策定のためのワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)を設置する。

(業務)

第2条 ワーキンググループは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 郡山市子ども読書活動推進計画の策定に関すること。
- (2) その他子どもの読書活動を推進するために必要な事項に関すること。

(事務局)

第3条 ワーキンググループの事務局は、中央図書館に置き、事務局長は中央図書館長とする。

(構成)

第4条 ワーキンググループの構成員は、別表に掲げる課等又は事務局長が別に指定する課等の所属長が推薦するものをもって組織し、中央図書館副館長が座長となる。

(会議)

第5条 ワーキンググループの会議は事務局が召集する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの開催に関して必要な事項は事務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月26日から施行する。

別表（第4条関係）

部 局	課 等 名
保健福祉部	障がい福祉課
こども部	こども未来課
	こども支援課
	こども育成課
教育委員会教育総務部	総務課
	生涯学習課
	中央公民館
	中央図書館
教育委員会学校教育部	学校管理課
	学校教育推進課
	教育研修センター

○第四次郡山市子ども読書活動推進計画検討経過

年 月 日	経 過
令和元年5月28日	第1回「郡山市子ども読書活動推進計画策定のためのワーキンググループ会議（以下「ワーキンググループ」という。）開催（概要説明）
7月5日	第1回「郡山市子ども読書活動推進委員会（以下「推進委員会」という。）開催（概要説明）
5月17日 ～6月14日	小中学生、保護者及び学校司書等に対し読書活動の現状についてアンケート調査実施
8月9日	第2回ワーキンググループ開催（素案作成）
8月28日	第2回推進委員会開催（素案審議）
10月16日	第3回ワーキンググループ開催（最終案作成） ※水害対応のため書面開催に変更
10月29日	第3回推進委員会開催（素案審議）
12月19日	教育委員会12月定例会（素案提出）
12月25日	郡山市議会定例会長会 説明
令和2年1月7日 ～2月7日	パブリックコメント実施
2月14日	第4回推進委員会開催（最終案審議）
2月27日	教育委員会2月定例会で承認

第四次郡山市子ども読書活動推進計画

発行 郡山市教育委員会

編集 郡山市中央図書館

〒963-8876

郡山市麓山一丁目5番25号

電話 024-923-6601

発行日 令和2年3月